

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084 沿革 <u>令和3年12月20日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030。以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した銀行等との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条（特約書附帯別表第2）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。なお、貿易代金貸付契約（2年未満）とは、「別紙1 2年未満案件の解釈等」によるものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084 沿革 <u>令和3年11月30日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030。以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した銀行等との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条（特約書附帯別表第2）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。なお、貿易代金貸付契約（2年未満）とは、「別紙1 2年未満案件の解釈等」によるものとする。</p> <p>記</p>	
<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 石炭火力発電において用いられる貨物等の輸出契約等に係る貸付契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、国際合意において認められるものであって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契約を除く。</u></p> <p>(8) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）第3条第10号又は第11号のてん補危険をてん補するものは、日本貿易保険が特に認めない限り、貸付契約の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしているものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(9) 貸付契約の資金が「別紙6 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易</p>	<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）第3条第10号又は第11号のてん補危険をてん補するものは、日本貿易保険が特に認めない限り、貸付契約の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしているものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(8) 貸付契約の資金が「別紙6 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易</p>	

新	旧	備考
<p>貨物をいう。)に含む輸出契約等の代金の支払に充てられる場合、当該貨物に係る船積日から最終償還日までの期間が18月を超える貸付契約について、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>(10) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる貸付契約については、以下のとおりとする。</p> <p>①～② (略)</p>	<p>貨物をいう。)に含む輸出契約等の代金の支払に充てられる場合、当該貨物に係る船積日から最終償還日までの期間が18月を超える貸付契約について、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>(9) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる貸付契約については、以下のとおりとする。</p> <p>①～② (略)</p>	
<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [令和3年12月20日] この改正は、<u>令和4年1月1日</u>から実施する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和3年11月30日</u>] この改正は、<u>令和3年12月7日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙1]～[別紙3] (略)</p>	<p>[別紙1]～[別紙3] (略)</p>	
<p>[別紙4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円以上のものに限る。</p>	<p>[別紙4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。<u>以下同じ。</u>）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円以上のものに限る。</p>	
<p>[別紙5]</p>	<p>[別紙5]</p>	

新	旧	備考
<p>水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円超のものに限る。</p>	<p>水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等。<u>以下同じ。</u>）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円超のものに限る。</p>	
[別紙6] (略)	[別紙6] (略)	
[別表] (略)	[別表] (略)	